

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、「特定空家等」に該当する次の建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、次に掲げる措置を期限までに行うべきこと及び期限までに当該措置が行われなときは、京都市長が、所有者等の負担において当該措置を行うことを公告します。

令和元年6月11日

京都市長 門川 大作

1 建築物の所在地

京都市東山区今熊野宝蔵町17番62

2 建築物の用途、構造及び規模等（登記情報による。）

（用途） 居宅

（構造） 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

（延床面積） 32.4平方メートル

（敷地面積） 20.21平方メートル

3 行うべき措置

当該所在地内にある建築物（基礎を除く。）を除却すること。

4 期限

令和元年7月11日

5 動産等の取扱い

市長等が3の措置を行うときは、一見して明白に相当の価値があるものと認められない限り、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、4の期限までに運び出し又はその物を指定して保管若しくは引き渡すよう通知すること。

（都市計画局まち再生・創造推進室）